
低濃度PCBの実態調査

進捗状況の報告

令和6年7月22日



廃棄物規制課/PCB廃棄物処理推進室

■ 目的

- 令和9年3月31日のPCB廃棄物の処理期限に向けて低濃度PCB使用製品等を所有する可能性がある事業者が行う当該製品等の所有有無調査の実施状況を調査。
- 低濃度PCB廃棄物の保管量の実態把握を行い、処理の加速化に向けた取組の状況を業界ごとに評価する。

■ 実施方法

- 低濃度PCBを含有する機器等を所有する可能性がある対象者に対して、業界団体等を通じて所有有無調査の実施状況に関するWEBアンケート（オンライン上の回答フォームから一部を除く選択式で回答）を実施。

■ 調査票の配布方法

- 各業界を所管する関係省庁から業界団体を経由して、業界団体に加盟する事業者に対し調査依頼を配布し、各事業者・事業所（**560団体**）へ調査依頼を周知。
- 調査対象者向けのオンラインによる説明会を業界団体向けに4回、事業者向けに6回実施。
- このうち、**300団体**から調査依頼の周知を行った会員企業リストの返送あり。

■ 回答期間

- 令和5年12月20日（水）～令和6年1月26日（金）、その後、**令和6年3月31日まで延長**

■ 結果の集計

- 回答があった事業所について、低濃度PCB廃棄物等を所有する可能性がある事業所として令和3年度の経済センサス活動調査の平成6年以前に事業所を開設し現在も存続している事業所の日本標準産業分類の大分類別に集計。

回答状況① : 回答事業所の属性、開設時期等



■ 回答事業所数

- ✓ 平成6年までに開設・現在も存続と回答した事業所数 : **30,360事業所**
- ✓ 回答事業所数が多かった業種 :
 - 教育,学習支援業 14,870事業所
 - 金融業,保険業 4,453事業所
 - 製造業 4,016事業所
 - 卸売業,小売業 1,107事業所
 - サービス業 964事業所

■ 回答率

- ✓ 経済センサス収録全事業所数(約598万)に対する回答率 **0.7%**
- ✓ 平成6年までに開設・現在も存続事業所数(約212万)に対する回答率 **1.4%**
- ✓ 回答率が高かった業種 :
 - 電気・ガス・熱供給・水道業 10.8%
 - 金融業,保険業 9.7%
 - 教育,学習支援業 8.8%

回答状況② : 回答事業所の規模及び処分期限の認識率



■ 回答事業所の規模

- ✓ 規模別の回答率（回答総数44,803事業所に対する回答事業所数）：
 - 大規模（従業者数100名以上） : 10.2%
 - 中小規模（同10～99名） : 63.6%
 - 零細規模（同9名以下） : 16.5%

■ 事業所規模別の回答率

- ✓ 経済センサスに収録の事業所数に対する回答率
 - 大規模事業所 : 6.3%
 - 中小規模事業所 : 2.3%
 - 零細規模事業所 : 0.2%

■ 処分期限の認識率

- ✓ 平成6年までに開設・現在も存続と回答した事業所(約3万)のうち、「PCB廃棄物の処分期限を知っている」と回答した事業所の比率
 - 大規模事業所 : 96.8%
 - 中小規模事業所 : 93.0%
 - 零細規模事業所 : 91.9%

回答状況③ : 古い電気機器の調査・処理状況

古い電気機器の使用・保管の有無の調査の実施及び処理の状況

平成6年までに開設・現在も存続と回答した事業所(約3万)に対する回答事業所の比率

✓ 調査実施 (完了又は一部完了)	91.2%
✓ 古い機器の使用・保管の割合	50.7%
✓ うち、PCB含有が判明した割合	33.3%
✓ うち、処分済みの割合	85.1%

- ✓ 調査実施比率が高い業種：
 - ・ 電気・ガス・熱供給・水道業 58.7%
 - ・ 教育,学習支援業 26.5%
 - ・ 金融業,保険業 11.1%

■ PCB含有機器の発見台数

自家用電気工作物 **10.8台/事業所**

非自家用電気工作物 **36.5台/事業所**

- ✓ 1事業所あたりの台数が多い業種：

＜自家用電気工作物＞

- ・ 学術研究,専門・技術サービス 47.7台
- ・ 運輸業,郵便業 26.9台
- ・ 製造業 23.3台

＜非自家用電気工作物＞

- ・ 学術研究,専門・技術サービス 120.0台
- ・ サービス業 65.0台
- ・ 製造業 53.3台

- 業界団体非加盟の中小・零細事業者についても取組状況を把握するため、4か所程度の政令市の協力を得て特徴的な業種を選定し、可能な限り全事業所から回答を得るべく、**モデル調査**として同様の調査を行う。
- モデル調査の実施に当たり、自治体及び調査対象事業者へのヒアリングや現地調査を行い、低濃度PCBの実態把握を行っていく上の課題を抽出し、対応策を検討する。
- 調査対象の事業所(事業者)について、経済センサス活動調査の平成6年以前開設・現存の情報やPCB特措法の届出情報と照合して調査漏れ等がないかどうか評価する。
- 得られた結果を基に**自治体による指導方針案を整理**する。